

## [民生産業常任委員会審査報告]

民生産業常任委員会は3月12日、16日、18日及び19日に開催し、本委員会に付託された案件について審査を行いましたので報告を申し上げます。

付託案件は、

- 第4号議案 三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5号議案 三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6号議案 三木市商業振興による地域活性化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7号議案 三木市立勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8号議案 三木市水道事業給水条例及び三木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9号議案 三木市下水道条例及び三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10号議案 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12号議案 市道路線の廃止について
- 第13号議案 市道路線の認定について
- 第14号議案 令和8年度三木市一般会計予算中、関係部分
- 第15号議案 令和8年度三木市国民健康保険特別会計予算中、関係部分
- 第16号議案 令和8年度三木市介護保険特別会計予算
- 第19号議案 令和8年度三木市水道事業会計予算
- 第20号議案 令和8年度三木市下水道事業会計予算

の以上15件であります。

本委員会は、これらの議案を慎重に審査いたしました結果、第9号議案、第14号議案中関係部分及び第20号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以下、審査の過程における各委員からの主な意見を申し上げます。

最初に、健康福祉部関係について申し上げます。

まず、敬老事業補助金についてであります。

地域が企画運営される敬老事業に対し、75歳以上の市民1人につき上限1,500円を補助する事業であります。敬老に対する意識向上や高齢者の見守り等を目的とし

ているにもかかわらず、記念品の贈呈のみでも補助の対象となるなど、制度の効果が見えにくい状況となっています。

そのため、多くの市民がかかわることで見守りや介護予防に繋がる事業にするなど、限られた予算をより効果的に活用できるよう、制度のあり方を見直されたいのであります。

次に、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業についてであります。

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対し学習支援や社会性の育成などの支援を行う事業であり、防災訓練や調理実習のような勉強以外の体験プログラムも好評であるため、実際に参加している子どもの希望も参考にして、より一層の事業内容の充実を図られたいのであります。

次に、産業振興部関係について申し上げます。

まず、ゴルフ振興事業補助金についてであります。

多額の市補助金が支出されている中で、三木市ゴルフ協会が自立した運営を行えるよう、収益事業についても検討するなど、協会が存続していくためにはどうすればいいのか、市と協会とで連携して今後の方向性をよく協議されたいのであります。

次に、大河ドラマ「豊臣兄弟！」ゆかりの地のPRについてであります。

三木合戦ゆかりの地を発信して誘客を図るため、PRパンフレットをリニューアルされますが、大河ドラマで三木合戦の放送回が終了し、ブームが過ぎ去った後でパンフレットが完成してもPR効果は薄いと考えるので、市をPRする絶好のタイミングを逃さないよう留意されたいのであります。

また、三木の良さや素晴らしさを多くの人に知っていただくためにも、継続して観光PRに活用できる内容として作成されたいのであります。

次に、都市整備部関係について申し上げます。

住宅耐震化促進事業についてであります。

昭和56年5月31日以前に着工された耐震性の低い住宅を対象に、住宅の所有者等が行う耐震改修工事等に対し補助金を交付する事業であり、地震災害から市民の生命と財産を守るため、地区ごとのチラシ配布や広報による周知啓発に努められているところですが、市内の住宅耐震化率は伸び悩んでいる状況であるため、チラシ配布に加え、危機管理課とも連携して地域の避難訓練の際に啓発を行うなどの周知方法も検討されたいのであります。

次に、消防本部関係について申し上げます。

まず、三木市火災予防条例の一部改正についてであります。

令和6年1月に能登半島地震において発生した輪島市大規模火災を受け、住宅における火災予防を推進するため、感震ブレーカーの普及促進について新たに明記するもので

あります。

既に市ホームページで感震ブレイカーの効果や必要性について周知啓発を行われていますが、市民の認知度は十分とは言えない状況にあるため、各地域の防災訓練や防災フェスティバルなど様々な機会を活用して、感震ブレイカーのさらなる周知啓発と普及促進に努められたいのであります。

次に、消防団員の定数についてであります。

現在、消防団員の定数は5年ごとに見直しを行い、地域の実情に応じた体制づくりとなるよう取り組まれています。地域によっては団員の高齢化が進み、十分な現場対応が困難な状況であるため、地域の実情に配慮して隣接する地域同士の統合などの再編を行うなど、消防団活動に支障が出ないように引き続き団の体制維持に努められたいのであります。

以上、民生産業常任委員会の審査報告といたします。